

# 農業構造の機能

渡 辺 兵 力

- 一、問題の提起
- 二、農地保有構造の変質
- 三、農業経営構造の動向

四、農家（経営）の階層構成の変化  
五、地域農業構造の課題

## 一、問題の提起

(イ) 農業構造という言葉が「基本問題」の答申以来一般的に使われるようになった。この用語の概念についてはなお種々議論があろうが、答申案及び農業基本法を通じての理解では、いわゆる農地の保有と農業の経営の構造を総括して表現した概念がすなわち「農業構造」ということになる。以上の理解にしたがって、日本農業の農業構造を要約すると次のようになる。

### A 農地保有構造

- (i) 自作農的土地所有制制度
- (ii) 小土地所有の規模
- (iii) 分散的土地所有の所有態様

農業構造の機能

## B 農業経営構造

- (i) 零細耕作経営Ⅱ規模
- (ii) 米麦作中心の多角化経営Ⅱ組織
- (iii) 低い資本装備率Ⅱ技術体系

以上が現在の段階の日本における農業構造の特徴である。いわゆる農業構造の改善とは、このように要約された農業構造を計画的に改変することであろう。

ところで、上述のうちAの(i)の点は農地改革の遂行によってそれ以前の土地所有制度すなわち地主的土地所有制が改善された。しかし、Aの(ii)と(iii)は依然として旧態のままである。またBの問題はこれを改善しようとしても、その努力が実を結ぶだけの客観的情勢がまだ農業の内外に育っていなかったから、事実上今日まで放っておかれていた。しかし、最近の農業をめぐる諸情勢の中にはBの側面の構造を改変していくことの可能性がある程度準備され出したとみられている。これまでの一般的理解では、在来の日本農業が前近代の構造を長く維持してきたことの主たる理由、とくに農業経営構造の零細性(Bの(i))は日本資本主義経済の構造的特色の帰結と考えられてきた。また、米作中心の経営組織への固定性は日本人の食糧消費構造に原因していたといわれていた。ところが、最近における日本経済の高度成長過程の中で、非農業部門の一般雇用が急激に拡大し、それに併行して食糧消費構造も変化するはじめた。この二つの条件変動が、今日までどうしても手をつけ難かった農業経営構造の改変が現実の課題となしうる基本的契機である、と考えられたのである。

これを要するに、農業構造は、社会経済一般の在り方に規制され、とくに農業側からすれば客観的条件ともいう

べき非農業部門の急速且つ大規模な変化によって、農業構造を構成する条件のいくつかが自から変化する。そこで、その客観的情勢変化による構造条件の変化を契機としてはじめて農業側に主体性のある農業構造改善を計画的乃至意図的に遂行することが可能である。これが、農業基本法に示された構造政策の考え方だといえよう。すなわち、農業構造の変化には二つの側面があり、第一が客観的要因による必然的变化である。第二がその必然的变化の発現を前提とした上で或は必然的構造変化の過程の中で、遂行される構造改善という主体的改変である。この二つの構造変動を区別して理解することは重要であろう。主体的構造改善は、客観的構造変化という条件形成の中で行なわれるが、両者の関係が必ずしも常に、何処でも補完するものとはいえない。したがって、農業構造改善の実践に際しては、経済一般と農業との具体的関連性と、そこでの客観的農業構造変化の問題が極めて重要な認識課題となるらう。

(ロ) 日本の農業構造の現状をマクロ的乃至は平均的表現で捉えたとしても、それを構造改善問題と具体的に結びつけるにはなおいくつかの問題があるらう。

「農業構造」は農業生産を規制するところの条件であるという理解、別のいい方をすればおくれた農業構造は低い農業生産性と対応するという考え方は一般的に妥当なと思われる<sup>1)</sup>。けれども、農業構造の生産性に対する制約性或は条件性を具体的に捉えるには単に農業構造の態様を知っただけでは不十分であろう。前述した農業構造概念は、農業生産の物的条件の所有（農地保有）とその利用（農業経営）の在り方を内容としている。それが具体的に農業生産活動とどう結びついているかを明らかにしなければ、農業構造の条件性は判明しない。

農業生産は、農業経営という組織体において遂行されるから、農業構造の農業生産との結びつき或はその作用は、

具体的な個々の農業経営を通じてあらわれると解すべきであろう。そこで、農業構造が個々の経営に与える作用（これを構造環境的作用と呼ぶことにする）をまず問わねばならない。また、農業構造の概念を上述のように理解したとき、多数の農地保有主体と農業経営主体（農地々主と農家）とが存在し、その主体群が構成している一種の社会集団の存在が認められよう。これを仮りに農業的社会集団と呼ぶとすると、前述の「農業構造」は農業者（地主を含む）の集団的構造として具体的に存在する<sup>(2)</sup>。そしてこの農業的社会集団の在り方が個々の農業生産者の経済行動を規制しよう。この場合の生産者行動を通じて農業生産の在り方は左右されよう。すなわち、農業構造は農業的社会集団構造を媒介として、個々の農業生産者行動にもある制約作用を与えている。以上述べた二つの作用を、ここでは「農業構造の機能」という。

以上の理解を要約すると、いわゆる「農業構造」は、農業生産の物的条件を反映している。その物的条件は個々の経営の環境であり、また、それが農業的社会集団の構造を規定し、農業生産の人的条件をも規制する。この人的条件が個々の農業者の経済行動の環境である。この物的・人的両条件が農業生産の環境としてその農業の在り方を規制する。その総合的作用が農業構造の機能であり、したがって農業構造を改変するという意味は、この構造機能の改変に外ならない。以上が小論の問題意識の第一点である。

「自作農的土地所有制と零細農耕経営」と規定した日本の農業構造の要約的把握を出発点として、その機能的側面を二、三の問題を通じて検討し、「望ましき農業構造」とは何か、ということを問い、或は農業構造改善の実践とくに農業構造問題の地域農業計画との関連を吟味したい。

注(一) 農業構造が、農業の生産性を規制するのだという論理は、恰も「農業生産関係と農業生産様式とが一定の農業生産力

を規定する」という古典経済学の基本的理念に通ずるものがある。新農政の農業問題の捉え方が、有名な古典経済学の認識と合致している点は甚だ興味深い。しかし、問題は、この三者の在り方を改変する条件とエネルギーとを具体的にどう理解するかにある。問題の概念的把握に止っていたのでは、実践的課題に答えることができないであろう。

(2) 農業者集団の種類やその生産的意味について検討すべき多くの問題があるが、この点は後の機会に譲りたい。ただ、在来の農村の農業的社会的側面を問題にした、拙稿「農業経営における集団」(『農業総合研究』第九卷第一号)を参照されたい。

## 二、農地保有構造の変質

### (1) 地主的土地所有制の機能

いわゆる地主的土地所有制度における相対的大土地所有者Ⅱ貸付地主は、それ自身は直接的農業生産者ではない。しかし、物納小作制度の下では貸付地主は、商品化しうる農産物の所有者となるから、半ば商品生産者(販売者)的経済主体としての性格をもたざるを得ない。それ故に従前の日本の農地々主は単なる土地所有者に止まらず、農業生産活動そのものに参加或は干渉する必要があった。それでは在来の農地々主は農業生産に対してどのような行動をしてきたであろうか。それを要約して列挙すると、

(i) 年々の農産物生産量の向上と安定とがそのまま地代的所得の増加を意味するという小作関係の下では、地主には自分の所有地(Ⅱ耕地)の反当収量水準の向上と安定とが重要な課題となる。したがって在来地主は、貸付地の条件整備と農地々力の上昇に強い関心を払わざるを得ない。

(ii) 地主は小作経営存続の持続性を必要とする。そこで小作経営の存立を左右するほどの農業生産及び経済変動

に対して極力その安定化に努める。

- (iii) 個々の地主は同類的地主層との間での経済的相互競争ということより、農産物販売者として地主相互の間でより強い共通的利益をもっていた。そこで地主は自から結びつき、(i)・(ii)で述べたような生産者の機能を相互協力的に遂行しようとする。例えば、特定地域の農業の発展に対して耕作者達を指導していく立場を確保しようとする。このことが農村社会の指導者層の形成というかたちに発展した。

- (iv) 更に、地主層は超地縁的結合の体制を作り、一つの政治・経済的勢力を形成して地主層全体の利益を守ろうとしてきた。

以上が農地改革以前の地主的土地所有の段階における農地々主の経済主体的機能のあらましである。本来は、自分の土地所有という地盤が生む私経済的利益から出発した行動に基づく機能であるが、その個別経済活動の「場」を越えただけ有利にしていくために、地主の活動は社会集团的活動のかたちをとり、ひいては私経済的活動の領域を越えた政治・経済・社会的分野の活動にまで発展していく。そこに、一つの社会集団としての「地主層」という特定集団が自から形成され、結局それが種々の農業生産の主体的機能を代行的に果してきた。このように、在来地主は地主的土地所有という農業構造を土台として、極めて重要な農業生産の機能をもっていたといえよう。

また、在来地主はその土地集中の過程で多くの耕作者から零細地片を徐々に収奪してきたので、たとえ全体としての所有規模が相当に大きくなっても、個々の所有地自体は分散した小規模農地であって、その農地条件も区々であった。しかし地主の直接的利益は、手元に入る小作料としての農産物量であるから、地主の生産的関心は農地条件の均一化、単位耕地の拡大化ということより、前述の(i)・(ii)の実現を約束するような農地条件の整備に限られて

いた。したがって、たとえ大面積所有であっても生産手段として農地条件は区々且つ零細性をまぬがれなかった。

(ロ) 農地改革の結果<sup>二一</sup>

農地改革は、いわゆる自作農的土地所有制度を確立して社会階層的集団としての地主層を消滅させた。と同時に地主のもっていた生産者機能も失なわれた。しかし、前述の(i)・ii)の機能そのものが不要になったわけではない。そこで農地改革以降はこの機能を政府が受持つてきたといえよう。とくに農地改革遂行当時の食糧不足時代を切り抜けるために、食糧供給の安定化とその増産を是非必要としたから、政府はどうしても旧地主層の生産的機能を代行せざるを得なかった。最近までの農業政策の大半は、旧地主層の担当していた機能と同類といえるものが甚だ多い。そしてその方面の施策として今日までつづいている代表的なものは、米の管理制度と農業災害保障制度である。

しかし、前述の(iii)・(iv)の問題は政府がそのままのかたちで代行してきたとはいえない。農村社会のいわゆる代表者層ないしは指導者層は地主層の消滅で大きい攪乱に出会った。もちろんそのあとを継ぐ者が相ついででできていくが、今日までのところ「地主層」といった共通の経済的利害をもった経済階層からの指導者は生れなかった。それを、国・県・市町村という行政的ルートによる行政的指導体制が取って代り、それを補うかたちで農業委員会・農業協同組合等各種団体の役職員が指導的役割を担うてきた。それは指導という点で変わりなくとも、旧地主層とは異なった地盤のものである。すなわち地主層の指導が純然たる私経済的利益を土台としたものであったのに対して、町村・農協の指導は形式的には公経済的立場からのものであって、個々の指導者の私的利益は表面に出ない。その結果として指導的機能は勢い弾力性を欠いた官僚的性格の強いものになった。

作られた或は与えられた自作農的土地所有制度は、今日の農業構造を構成する地盤である。もちろん地主的土地所有制度下の個々の農業者と比較すればはるかに生産活動の自由を享受している。その結果農業生産はたしかに伸びた。けれども生産的機能發揮の集団性或は組織性という点からすれば、以前よりも個別的・分散的で、その力はむしろ弱体化した面がある。そして、自作農的經營の特色をできるだけ發揮させることを指導理念とした農地改革以後の官僚的指導は、農業經營構造の零細性を却って一層強化する方向に向っていた。農地改革は、土地所有制を通じてたしかに農業構造の近代化の一面を遂行した。しかし、その結果、自作農創出は実現できたが、必ずしも「自作農層」ともいふべき機能的土地所有集団を作り出すことはしなかった。ために、農業者の自主的・集団的機能は以前より後退したと思われる。

#### (ハ) 農地改革の結果 (二)

農地改革はある程度の土地所有集中の段階にあった地主層の土地を、それまでの耕作者に細分して分配した。その結果次のような特徴的農地保有形態を生んだ。

(i) 前述のように、今日の農地保有は耕地の分散的・小面積保有という形態のものである。しかも農地改革は自作農制の確立という制度改革的目的をもっているから、一度び耕作者に分配した耕地の所有と利用との所有(利用)主体間の移動を制約する諸条件をつけた。ために耕地保有の分散性と小面積性とは固定化された。こうした土地保有形態は地代取得には有利であっても、農業経営上は極めて不利な形態といえよう。

(ii) 農地改革によって創出された自作農は、たしかに前近代的或は半封建的小作關係から解放されて、自由な農業生産主体となり、その結果として農業生産力は上昇してきた。しかし、自作農家の土地所有觀念を近代的土地所



有すなわち農民生産手段としての土地の所有という感覚にまで転換させることはできなかった。生産手段としての農地及びその条件をより近代化することになお多くの制約があったことに原因して、耕地所有主体は自からを単なる土地所有者と考えるようになった。ということは、土地（耕地）を生産手段とみるよりも、むしろ自家の新財産として理解する考え方にたつことである。いい換えると土地を「家産」とみる考えである。小作農から自作農に変わった農家の経営者は、生産的意慾を強くもつようになったとともに、他方において「家産」の新所有者としての氣持を強くもつようになったといえよう。<sup>(1)</sup>農地改革前の農地制度では所有貸付農地は地代収入の源泉であった。しかし、今日ではその性格が殆んど失なわれてきている。そして、土地を財産と理解する故に、必ずしも農地への投資或は土地への資本蓄積に対して積極的態度を示さなくても土地所有の経済的合理性が生れる場合がでてきた。土地所有は、地価の変動がある（一般に上昇）場合にそれを売却することによって財産処分収益を得る源泉としての意味をもってきた。一般に経済発展の過程では農用地の非農用地化が各方面で実現していく。この農地の非農用地化という環境の中では一層この農地の家産的意識はたかまってきたといえよう。また、所有農地面積が過小であつて、それを生産的に利用しても明らかに家族経済（「家計」）をまかなえない零細規模所有農家ほど一層強く「農地即財産」という所有感をもっているといえよう。

このような農家の農地<sub>II</sub>財産観はもちろん農地改革前から存在してはいた。けれども農地改革の結果一層それが一般化され、且つ最近のように農地価格の急騰の下での農地転用を目指す売却が盛んに行なわれはじめると、一層こうした考え方の経済合理性が強められてきた。そして、そうした考え方が、農業の激変期の下で農業人口が急速に減少しても、農家戸数（<sub>II</sub>自作農家戸数）があまり減らないという特異な現象を生んだ一つの有力な社会・経済的

要因になつていよう。

(iii) 上述した農地Ⅱ家産という所有観念は必ずしも今日の自作農的土地所有制度の生んだ本来的所有観念ではない。また、この種の所有観念は地域的（農地の非農地利用との関連・階層的（土地所有規模の大小の階層性）によって相当な濃淡の差が存在する。更にやや詳しくみれば一農家の中の所有地についても一律ではないという場合が珍らしくなからう。所有主体の主観的観念には、農地を家産的にみるところと生産手段的にみるところとの、二様の農地が区別されていることがある。そして、農地に対するこのような変則的所有観念を土地の生産手段としての本来的所有観念とはっきり固定的に区別することは、実は困難であらう。しかし、以上の二つの所有観念の併存或は分布はいわゆる農地保有構造の在り方と深い関連があらう。そして、二様の所有観念の何れをより強くもつか、農地所有主体の農業生産的機能を決定づけよう。その意味で非常に重要な問題点である。

(iv) 農地（Ⅱ耕地）が財産の一つとして観念される場合は、土地の農地としての所有並びに利用の移転の制約或は自由といった問題はあまり重要でなくなる。むしろ、所有状態の安定的持続性と農地の非農地化への転換の自由の方が重視される。例えば林地所有のように土地を長期に保有することによって財産的価値が上昇する場合には所有の放棄がおこりにくいであらう。また地価が急に高騰する情勢の下では逆に所有の放棄が盛んに行なわれる。しかし、何れにせよ農地条件そのものの改良については所有主体は積極的関心を払わない。であるから、「自作農」として農地を所有していても、彼等は農業生産活動への積極性を失なっていく。

(v) 以上のように、農地改革は多数のいわゆる自作農を作り出したが、形式的には農家と呼ばれ農地（Ⅱ耕地）の所有者であつても、実質的には単なる土地所有者群になつてしまふ素地をもつた自作農家が生れたといえよう。

そして分散的・零細保有形態が存続したこと及び農業経営一般の発展という二つの要因が作用して、家産的土地所有農家群が次第に育成されてきた。これを今日の農地保有構造の一つの特色とみたい。

注(一) この問題については、神谷慶治稿「農業基本問題の社会学」(低所得不安定農業、研究資料第十一号、農業総合研究所刊)において論じられている論点——本来封建制下の所有思想である「家産制」觀念が、農地改革によつて「小家庭制」として再生産された——が注目をひく。

## (二) 農地概念の改変

従来からわが国の慣用語では農地即耕地と概念されていた。水田・水稻作農業を中心とした耕種組織が農業経営の基幹部門であつたため、日本では直接的な農業生産用地を耕地(＝水田)と考へていたのは当然のことともいへよう。そして、普通畑・園地といったいわゆる畑地は重視されず、耕地といへば水田だと限定されていたところも少なくなかつた。農業界一般においても一方的な水田(すなわち水稻作付地)重視の考へ方が支配的な流れであつた。例えば、農地造成という開田に片寄り、土地改良即乾田化・用排水施設改良、或は酪農導入といへば水田酪農といつたやり方、考へ方、用語等々がその端的な反映である。

この、農地即耕地という思想は根強い伝統となつて今日までつづいている。農地改革といひながらその実は耕地改革であり、自作農主義といつても耕地々主の解放のことで、耕作者自身の耕地々主化ということに止つていた。これが今日の日本の自作農的土地所有制の実態である。

しかし、農地即耕地という農地概念は今後に期待されている新しい農業形態を考へると妥当ではない。農地は本来の定義通り耕地以外の農林業生産に直接利用する地目をも含めた広い概念とすべきであらう。すなわち、水田以外の畑地、草地(放牧・採草地を含む)、林地(農家の所有林地)を含めた土地の総称と理解するのが正しいであらう。

このように農地概念を拡張した場合、今日の農地保有構造は決して近代的とはいえない。耕地以外の農地とその施設地（各種農作業用施設、農道・水路等）の所有形態には前近代的所有制度のものが少なくない。例えば入会地・共有地が多く存在し、また個人有土地相互の貸借関係も近代的借地契約にもとづかないもの、或は公有地の利用についてもその利用条件に非合理的なもの等が多い。前述の通り、耕地の所有形態に限り一応近代的自作農制を確立し、それを固守しようという目的の法制体系（農地法）が整備されているが、その外の農地々目についての所有関係の体制が、極めて不統一な法制と多分におくれた慣行によって規制されている事実を認めざるを得ない。ところが、期待されている新しい農業は耕地（主として水田）以外の農地の開発・利用によって展開される類のものである。したがって、農地保有の側面での農業構造改善にとっては速やかに農地概念の近代的な整理と統一を行なう、その所有・利用関係の体制の合理化をはかる必要がある。それには、在来の農地概念の改変を実践を通じて遂行することが重要であり、耕地以外農地の所有体制の近代化を促進せねばなるまい。その意味でも、現行の「農地法」体系をかなり根本的に改めねばなるまい。いうなれば、「農地」概念の近代的・統一的確立の上に、第二次農地改革の遂行が、必要であろう。その意味で、現行の農地（『耕地』保有構造を原則的に是認した農業構造政策はやや不徹底といわざるを得ない。

### 三、農業経営構造の動向

#### (1) 在来の農業経営構造の特色<sup>(1)</sup>

農業経営構造概念は日本の学問用語としてはまだ必ずしも統一されてはいない。しかし、基本問題的理解を是認

第1表 耕作規模別農家戸数分布 (単位:千戸,%)

年次		25	30	35	25~35 増減
規模別	戸数				
	~5反	2,525	2,086	2,277	(-) 248
	5~10反	1,973	1,899	1,919	(-) 54
	10~15反	961	1,561	1,011	(+) 50
	15~20反	378		415	(+) 37
20反~	333	526	383	(+) 50	
比率	~5反	40.9	34.3	38.0	90
	5~10反	32.1	31.3	32.0	97
	10~20反	21.5	25.7	23.7	106
	20反~	5.5	8.7	6.3	115

(注) 各年とも農林統計, 昭和30年は1/5抽出調査, 25, 35年はセンサス調査, 但し35年には災害地約13千戸を含まない。何れも例外規定農家をのぞいたもの。

すれば前述のように、農業経営の規模・資本構成・組織を総括した概念と考えてよからう。この中でも決定的重要性をもっているのがいわゆる農業経営規模であろう。したがって、在来或は現在の日本の農業経営構造は「零細性」という一言でもって代表でき、その改善とは経営規模の拡大化であるということにならう。

それでは近年における経営構造の傾向的動向はどうであろうか。まず第一に、経営規模を耕地面積をもって代表させた場合の動きを第1表によってみる。最近十カ年間に農家戸数の極く僅かな減少傾向の中で一町以下の小・零耕作経営が漸減し、反対に一町以上の中・大経営が増加している。この限りについては、農業経営階層の両極分解現象のきざしが伺える。この現象の原因についての詳しい検討は省略するが、少なくとも近年まではいわゆる中農標準化といわれていたわが国の特異な経営階層構成の動きがかなりはっきりと近代的両極分解の様相を示しはじめた点は注目し値しよう。農家戸数すなわち経営単位数は昭和二五年を頂点として漸減してきているから、一戸当り耕地面積は再び僅か乍ら増加の方向に向ってはいるが、依然として零細である点には変りがない。経営地面積に變りがないとしても、耕地利用度の向上、経営投資の増大、経営資本構成の變化等々が実現していれば、実質的には農業経営規模は拡大化され経営構造が多少共變化したことになる。この点を極く大まか

第2表 農業経営規模諸指標の動向

項 目	年 次				
	26	28	30	32	34
① 1戸当り面積(反)	8.4	—	8.5	—	8.8
② 耕地利用度(%)	148	144	158.5	—	156.0
③ 耕地面積(反)	11.7	11.7	11.7	9.7	9.8
④ 農地面積(反)	24.4	23.4	24.4	19.6	19.7
⑤ 作付延面積(反)	16.3	16.4	16.2	13.4	13.4
⑥ ⑤/③ (%)	139	140	138	138	137
⑦ 家族数(人)	6.47	6.37	6.22	5.89	5.77
⑧ 農業労働時間(時)	5,488	5,260	5,109	4,174	4,181
⑨ 1人当り, 農業労働(時)	1,845	1,721	1,775	1,820	1,780
⑩ 家族労働時間(時)	6,436	5,767	5,535	5,856	6,016
⑪ 設備投資(名目)(千円)	26.9	55.1	53.4	56.6	63.0
⑫ 設備投資比(%)	32.4	38.0	33.7	35.6	35.4
⑬ 流動資本財中の労働手段比(%)	31.5	31.2	33.7	39.0	39.6
⑭ ⑧/⑥ (時)	336	321	315	311	313

農業構造の機能

(注) 各年「農家経済調査」結果, 全国平均. 但し昭和30~32年の間では調査方法の変化があって, 標本としては連続しない. 昭和26年の労働時間は換算値. ①, ②は農林統計より計出, すなわち, センサス調査結果.

一三六

に概観したのが第2表である。  
 総耕地面積と総農家戸数との統計による一戸当り平均経営耕地面積は、昭和二六・三四年の間で僅かに大きくなっている。また耕地利用度も三〇年前後で五〜一〇%の増加である。最近冬作麦の作付減少が大きく働いているので平均的に計出された全耕地利用度はむしろ減ってきているが、粗放な麦作の減少に代り集約な蔬菜類面積が増加しているから、耕地利用度が実質的には集約化している地域乃至経営が増加していよう。こうした経営の動向を更に農家経済調査結果(第2表⑦・⑭欄)によってみると、農業投下労働量(時間)は漸減しているが、反当労働量も減少している。それに対して、経営の設備投資額は昭和二八年以来かなり急増している。しかし、総投資額中の設備投資比率は三五%前後で停滞気味である。ただし、流動資本財

第3表 主要作目別生産規模指数(昭和29年=100)

年次		30	32	34
農 業 構 造 の 機 能	作物			
	作付面積	103	104	103
	いね	106	106	108
	むぎ	99	98	94
	いも	101	101	100
	雑穀	97	92	84
	まめ	99	98	96
	さや	102	108	110
	果樹	143	170	188
	工芸作物	112	135	114
家畜	畜単位数	102	103	103
	乳牛	118	165	211
	牛	103	102	93
	馬	91	80	71
	豚	103	185	269
	と	109	109	115

(注) 各年農林統計より計出。

の中での労働手段的資本財の比率は僅かながら増加している。何れにせよ、極く僅かながら農業経営の資本構成は変わってきている。設備投資、労働手段的投資の漸増は、投下労働量の漸減に対応するが、資本と労働との代替関係の進行はまだ十分ではない。経営への資本投下は、農業労働全体の節約的投資というより、土地生産性の向上(施肥・消毒等)と経営労働の収容力の向上とに効果のあるような投資とみるべきであろう。以上の動向を無視して、経営規模の概観では、前述したBの(i)・(iii)の経営構造的な特色が具体的に示され、依然として今日でも零細である。ただ、資本集約化の漸進によって経営規模全体が次第に拡大化されつつあるといえる。

経営の資本集約化が経営労働の収容力をたかめることを主方向としていることは、農業経営組織の動向を編成の多角化傾向と対応する。作目編成の概観すると第3表の通りである。これによると、作付面積の減少したものはむぎ類、雑穀、まめ類、及びいも類等で、いね、やさい、果樹、工芸作物は増加している。いわゆる成長部門はとくに増加が著しい。家畜の方は頭数指数で示したが、牛・馬が減り、乳牛・豚・にわとりは増加していてとくに豚の増加が著しい。いうところの「選択的拡

大」の動きは既に行なわれているといえよう。

以上のような概観的表示では詳しいことは判らないが、作付の増加或は頭数の増加の著しい作目は概して集約作目であるから経営全体の集約性は向上したものと判断できよう。ただその集約化の仕方が問題である。一般的・原則的傾向としては、在来のも米・麦作部門を経営の中心的・基幹的部門として、そのままにしておき、それに蔬菜・果樹・工芸作物、酪農・養豚・養鶏といった各種の成長部門を多角的且つ追加的にとり入れていくというかたちで経営集約化が行なわれてきたといつてよからう。このように既往の基幹的部門に手をふれずに、専ら集約的作目をとり入れて現金収入額を少しでも余計にしようとしてきた点が、一つの特色であろう。事実、一経営が十数種目以上の作目を経済的にとり入れている例は少なくない。このような多角化は、多角経営の合理性の限界を越えて過度な多角化、すなわち過集約・雑多化経営になり、本来が零細な耕作規模の上に更に個々の生産部門を極端に再零細化してしまっていると批判できよう。すなわち、農業経営の多角化の進行が経営規模を一層零細化したといえよう。

したがって、今後経営構造を拡大化しようとするならば、作目編成をもう一度単純化（必ずしも粗放化ではない）する必要がある。その場合に、単に作目種類の減少という点だけではなく、在来のも米・麦或は養蚕という基本的な主従作目編成そのものの編成替を再検討した上で、作目編成の単純化を行なう必要がある。日本の農業経営はこの在来の主作目の改変によって、はじめて経営構造が改善されることにならう。ところが、上述のように今日までの経営集約化の内容はそうした構造的改善を伴ったものではない。もちろん、個別事例的にはそうした本格的な組織転換を遂行した或はしつつある経営も少なくはない。けれどもそれが一般化するまでには至っていない。ただ、戦後における養蚕の地域的減少、それに代る果樹、工芸作物或は畜産の拡大、そして最近の麦作の激減といった動きは



一般化しつつあるので、マクロ的統計数値にもその変化が反映しているに過ぎない。

注(一) 農業経営構造の戦後(昭和三〇年前まで)の動向については、拙稿「農業経営構造の展開」(東畑・磯辺編『農業生産の展開構造』第三章)を参照されたい。本稿では拙稿で扱わなかつた最近の情勢を中心に検討する。

### (ロ) 経営規模と組織との関係

以上が最近における農業経営構造の動向の平均的な姿である。両指標の相互関連性を具体的に個別経営の発展の姿の中に求めることは農業経営研究にとっては重要な課題であるが、ここでは主として構造問題の立場から要点だけを検討するに止まる。

平均的観察では「零細性」という表現で全てを覆うことのできる日本の農業経営も、最近では次第に規模拡大化の方向に動いてきている。その規模の拡大化の方向を要約すると次のようにいえる。

- (i) 個々の経営地面積の増大化を伴わない漸進的資本投下、すなわち経営集約化<sup>2)</sup>
- (ii) 経営規模を基本的に制約する農地と労働との相対的關係が変り、労働力が減少をはじめた。それに対する適応として資本財の投入がはじまった。すなわち集約度形態が資本集約化しつつある。
- (iii) しかし、個別経営の単独の資本集約化には限度があるので、協業化が少しずつ普及しはじめた。
- (iv) 要するに最近までの集約化は、土地要因に代替することを主目的としたものである。しかし土地が過小な経営では、代替効果が十分に発揮されない。すなわち土地以外の生産手段や新しい生産様式の採用による規模拡大効果は一定の条件以上の土地要因を前提としてはじめて発揮される。したがって、過小耕作規模経営或は劣悪な土地条件の経営は、個別経営の一般的適応行動をとらずにむしろ農業経営以外の経済活動に関心を払う。

このような農業経営主体の経済行動が分裂するところの限界的耕作規模は、地目構成・立地条件その他経営環境によってちがいが、一概にいえないが、平均的基準を敢えて求めるとすれば内地農業では五反前後の耕作規模となる<sup>(3)</sup>。個別経営の耕作規模の大小が個別経営単位の経営集約化効果に与える作用は、農業形態によつてちがうが、各地域・各作目別にはほぼ一定した限界線が引けよう。この限界線のあることが農業経営階層のいわゆる階層分解を生ぜしめる経営の一要因である。しかも最近の農業を囲む諸情勢の変化とくに農産物需要構造の転換という事実が、個別経営の集約化という経営適応の合理性を一層顕在化させてきた。ために集約化効果限界線が経営者行動の決定にいよいよ大きい意味をもつようになってきた。

以上が最近の農業経営の規模の側面の動向である。一言にしていえば資本の増投 $\parallel$ 集約化という方向で規模の拡大を計っている。けれどもそれを制約している条件も甚だ多い。そのうちの経済的条件として最も重要なのは新資本の欠如であろう。だからといって資本さえ与えられれば良いというものでもない。在来の農業経営組織自体にも経営規模の拡大化を阻止している性格が指摘できよう。

米・麦作中心の経営、そのうちでも水田・水稻作と裏作麦という二毛作部門を主作目とする経営組織では、経営における一切の生産活動は主として水田条件に制約される。在来の水田は一経営内での圃場位置が分散しており、その形状も色々で、水利条件・土壌条件もまた圃場毎に多少なりとも異なっているのが常態である。このような不均一な条件の水田を経営して、単位面積より少しでも多くの収量をあげることを強く要求されてきた在来の水田・水稻作技術は、勢い個々の水田条件に技術の方を適応させていかざるを得ない。すなわち同じ稲作技術でも一経営内の圃場毎に技術が多少ちがいが、その規模も零細な水田規模同様に小さい、小手先の技術という性格のものになる。

入念な栽培・管理技術の如何で米の収量を左右していくといった技術が必要とされてきた。個々の作業行程が人力↓畜力↓機械力へと変化しても、技術体系の規模としては根本的な変化を見ずに今日に至った。それには慣行的灌漑方式にも理由の一半がある。

この零細規模の水田技術体系に土台をおいた農業経営であったということが、しかも在来の水田・水稲作部門を変えずに、水田裏作、その他畑作、果樹、畜産等々を導入するという追加的多角化をしてきたために、新しく加えられた非米作部門もまた規模の拡大の自由を制限されてきた。これが若し、在来の水田・水稲作の縮小乃至はその転換を伴なうところの非米作部門の導入というかたちをとっておれば、既存の水田・水稲作の制約から解放されたより大規模な生産様式が採用されていたことであろう。現に、水田・水稲作のやれない小数の畑作地帯の経営或はみかん・りんご・ぶどう等々の果樹作専業地帯の経営、更に経営土地の制約から離れた養鶏・養豚経営では、今日でもかなり大規模な経営ができてつづつある。

以上のように、在来の経営組織の性格の中に在来経営の規模拡大を阻止する原因があったといえよう。したがって、今後農業経営規模を少しでも大きくするには、水田・水稲作を本格的に改変するか或は水田・水稲作の縮小をまず実施する必要がある。

注(2) 経営集約化には、(i)作目編成を変えずに労力・資本の増投を行なう方向と、(ii)集約作目を導入するという方向とがある。地域によりまた経営者選好の如何でこの二つの一方が重視されたり、両者が併用されたりする。一般的にいえることは、集約化によって、経営の現金収入額は増えても、限界収益漸減の境界を超えて、過度の集約化段階にある経営が少なくなることであろう。

(3) この問題の事例的検討は拙稿「神奈川県における兼業の問題」(神奈川県企画審議室刊)を参照。

## (八) 経営構造の機能

以上、在来の農業経営構造の特色とその動向を経営規模を通じて概観してきた。その結論は「零細性」と「集約化」との確認であった。したがって、経営構造改善の方向は規模拡大化ということになる。この方向を是認する理由は、(i) いわゆる「大規模生産の有利性原則」の農業への適用と、(ii) 現在でも相対的大規模経営が小経営よりやや高い生産性を発揮しているという事実、との二つである。しかし、個々の経営の生産規模の拡大効果は、文字通り農業生産（耕種・養畜）行程の個別作業の生産能率をたかめ、また生産手段とくに固定的経営手段に関する経費節約を通じて、経営収益性を相対的に向上させようという効果に期待するからであろう。また個別経営規模が大きくなればその経営の一般流通活動の能率とその経費（資材調達費・生産物販売費）の節約にも「大量取引の有利性の原則」が働くことになろう。

以上が個別経営の規模のもつ経済的機能である。しかし、現状では、現段階の生産技術水準及び利用しうる農地面積、更に調達しうる資本の制約によって、個別経営のなしうる規模拡大化の余地には自から限度がある。そこでいわゆる協業化問題が登場する。農業協業化の方式には種々様々の形態と段階とがあるが、<sup>4)</sup> 何れも個別経営単独の規模拡大化に限度がある場合或はそれに代替してよりたかい能率を發揮するものと期待されるときにとられる方法である。すなわち「協業」は生産性向上のための一手段であろう。とくに、経営諸手段の所有・利用を共同化するかたちの協業組織は個別経営規模の拡大を端的に代替する機能をもつていよう。

しかし、いわゆる共同化が単にいくつかの個別経営の集合体であるとは簡単にいいえない。共同化或は協業化には経営結合を成立せしめるための諸条件が必要である。とくに経営的条件の揃うことが重要である。それが揃わね

ば復数の個別経営の算術的合計以上の生産規模の効果を發揮しえないであろう。一般的にいつて、個別経営構造の零細性は協業化成立のための必要且つ十分な条件といえようが、具体的に協業体制をつくらうとすると経営構造とくにその経営組織の同質性同類性という条件が必要になり、更に農業経営主体の経済主体的行動類型の同類性という条件が重要であろう。すなわち、零細経営構造なるが故に協業方式による規模拡大の必要性があつても、異質経営構造間では協業化の成立とくにその持続ということが困難であろう。協業の成立と維持には経営組織の同質性と経営者行動の同類性とが十分条件として揃っている必要があると思われる。これが農業経営構造の個別機能的な側面の第一の問題点である。

いままでは、農業生産の直接的生産行程（個別経営内の生産活動）を問題として、その中の規模について考えてきたが、農業生産の領域には経営の流通活動の行なわれる間接的生産行程が軽視できない重要性をもっている。そこで、この流通行程における規模の問題に一言触れたい。

流通過程にあつては経済財（資金）は全て商品である。農産物もまた一般商品としての条件を備えねばなるまい。今日の段階では、取引される一般商品は「一定の品質・規格をもち相当多量の取引単位」であることを要求されている。農業でもこの点は例外ではない筈である。とくに加工原料農産物の場合は、需要者である加工産業が農産物取引の直接の相手となり、それが概ね規格品の大口需要者である。その取引単位数は個別農業経営が最大限に生産・販売できる数量（＝商品量）よりはるかに大きいのが普通である。したがって商品としての農産物の生産単位としては、在来の個別経営の生産規模は過小といえる場合が多い。そこで当然のこと乍ら、多数の個別経営の生産物が集荷され、一定取引単位数にまとめられてはじめて市場に商品化される。このようなことは農業協同組合をはじ

めとして各種の出荷組合が既にやってきている。たしかに、取引数量の点は集荷という手続きによって解決がつくが、品質・規格が統一されたものを相当多量に揃えるということになると単なる集荷では十分ではない。それも選別という方法で品質・規模をある程度統一化できても、それでは消極的適応に失する。どうしても、同一商品を生産する多数農家の生産物自体が農家の庭先を離れるときから品質・規格が既に揃っていることを必要としよう。すなわち、各農家の生産物の品質・規格の統一化を実現しよう。更にはその生産・出荷・取引の時期が計画的乃至規則的であることも必要であろう。結局、相当大量の農産物が規格品として統一され且つ一定時期に必ず生産されるという条件を満足することが商品生産農業でも不可欠の条件となる。これを実現するには各農家の農業生産技術の標準化・統一化が絶対といつてよいほど必要になる。

このように、これからの農業生産ではたとえ個々の経営が単独で生産活動を行なうとしても、以上の商品としての条件を満足するために個別経営活動の何等かの組織化が重要となる。この組織的体制は多数の経営集団で形成された、地域単位のものとなる。その単位組織の規模は個別経営規模とは直接には関係のないところの社会的な一つの生産活動体制を基礎としたものである。いってみれば、市場商品としての農産物の単位生産規模である。具体的には農産物の種目、立地条件、農業形態等によって異なるから一概にはいえないが、相当多数の農業経営集団の形成ではじめて実現できるかなり大きい規模である。

この種の大規模乃至大量生産の地域的・経営集団組織は、個別経営の規模拡大を代替する機能をもった従来のいわゆる「協業」（共同化・集団化等）とはいささか異なったものであり、広義に解釈すれば農業生産の協業化の一形態といえるが、協業成立の基準・目的・構成条件、運営方法等々あらゆる点でいわゆる「共同化」とはちがったも

のである。これを仮りに「地域的生産集団体制」と呼ぶことにする。個別経営の共同化の規模は主として農業生産技術の最適規模を条件として決めるが、この地域的生産集団体制の規模は商品流通技術の最適規模を指向して組織される。その目的は個別経営規模の直接的代替ではない。近代的な意味での商品生産農業の実現のための生産体制の確立を目指したものである。

農業経営構造の概念は個別経営構造を第一の対象として成立するといえようが、その経営構造の具体的な生産的機能は、個々の経営者行動を通じて発揮される。その経営者行動は、実は経営集団が形成している一つの経営社会ともいべき条件とその土地の流通組織とを活動環境として遂行されている。その環境自体が一つの社会的な農業経営構造を形成しているといえよう。そこで、農業経営構造を平均的・代表的姿で捉えるに止まらず、一定地域の農業経営集団の構成という側面からも検討する必要がある。すなわち前に述べた、農業的社会集団として、経営構造を吟味することになる。

注(4) 農業協業化の諸方式については、拙著『新しい農業の進路』(一三三〜一四二頁)参照。

#### 四、農家(経営)の階層構成の変化

(イ) 自作農的土地所有と零細経営で代表的に表現される日本の農業構造を改変しようとするには、農業構造自体のもつ農業生産への作用力すなわち農業構造の機能を明らかにする必要があると述べた。とくに、農業経営構造の問題としては、平均的な「零細性」ということよりも、多少なりとも構造を異にする各経営の階層構成と経営者の行動類型とを問題にしなければ、農業構造の具体的機能は明らかにできない。

いうまでもなく、日本の農業経営の大半は家族経営であるから、農業経営というよりまさに農家経済が存在し、農業経営者行動の前に農家としての主体的行動が先行する。すなわち、問題をまず農家に求めるのが妥当であろう。(口)ここに農家(経営)階層構成とは、一定地域に集合している各種農家の集団的構成を意味しているが、単にその数量的構成の面だけを指すものではない。その階層的集団構成がもたらす生産的機能或は集団構成の各農家の生産的活動の側面をも含んだ概念とする。

農家階層は農業外の経済一般の動きによって或は農家間の経済競争によってその性格と構成が変化する。農地改革の結果、耕地の所有・非所有を指標とする農家階層の対抗関係は解消し、耕地所有規模の若干の大小差を土台とする経営耕作規模の差が、農家(経営)階層の指標として一般的意味をもつようになった。その後の経済成長に伴ない農業でも農産物の商品生産化が急速に進み、農家間或は農業地域間の商品・市場競争が次第に激化してきた。この商品・市場競争を通じて、農業の内部で経済的な経営間の階層分解が僅か乍ら進展しつつある点は前にみてきた通りである(第1表参照)。しかし、最近における日本経済の高度成長の結果は、農家(経営)間の農業生産面での競争の作用よりも、農業と非農業との間の生産性・所得格差の作用の方が強く働き、大半の農家層が、農産物の商品化よりも家族労働力の商品化の道の方を進んで選り出した。その結果が最近数年間に著しく顕著になってきた農業労働人口の減少化である。

さきに見てきたように、徐々に且つ僅かずであるが、農業経営構造の改変が行なわれ、その過程の中で農家(経営)階層の近代的両極分解が進展しはじめてきているが、それよりも急速に且つ激しく、農業労働人口の離農或は農家の兼業化が進行した。すなわち、経済の一般的発展に対して、農家は労働力の商品化と農産物の商品化という



二つの方法でこれに適應してきたが、前者の適應の方が私經濟的また短期的に有利であるため、むしろ最近は前者が先行しているという、新しいかたちの變則的農家階層分解が目立ってきた。

農家々族労働力の商品化は、完全な農外就業（雜農家）というかたちといわゆる兼業的農外就業というかたちとの二つである。前者は農家々族労働力でなくなるから、農家階層の問題外として扱ってよからう。したがって、ここで問題になるのは「兼業化」の方である。すなわち最近における農家の兼業化が、農家（經營）階層構成に新しい問題をもたらしてきた。そしてそのことが、農業構造問題とくに構造自体のもつ機能の上に、したがって構造改善の実践の場面に種々複雑な問題を提供してきていると思われる。

#### (ハ) 兼業化の進展

戦前（昭和三年＝一〇〇）を基準にすると、兼業農家戸数の増加指数は、昭和五年が一〇四、三五年は一三五であつて、ここ数年の間の兼業農家の増加傾向は顯著である。しかも第二種兼業農家が激増している。普通は、兼業農家の増加を指標として農業の兼業化が進んだといっているが、単に兼業農家の増減事実ということだけでは農業の兼業化の眞の姿は捉えられないであらう。兼業農家戸数の動向とともに少なくとも兼業者と兼業所得という二つの側面から兼業化の動向を捉える必要があらう。すなわち、家・人・所得の兼業化の進展は常に併行して増減するとは限らない。また兼業化の社会・經濟的意味も三者三様である。したがって、農業の兼業化を概観する場合も、一応この三つの側面からみていく必要がある。

(1) 家の兼業化 最近における農家の兼業化の概況は第4表の通りである。この表から判る二、三の問題点を要約して述べると

第4表 兼業農家の増加 (昭和30~35年)

区分	項目			区分	項目			
	増減実数	増	減比 (昭・30=100)		増減実数	増	減比 (昭・30=100)	
①	農家戸数	(-) 28	99	⑥ 兼業農家	5反以下	(-) 26	99	
②	専業農家	(-) 69	97		5~10反	16	101	
③	兼業農家	40	107		10~20反	39	107	
					20反以上	9	117	
④	第1種兼業	(-) 235	89	⑦ 第2種兼業	賃労働	131	136	
	第2種兼業	275	117		職員勤務	77	122	
⑤	戸営兼業	(-) 288	82		人夫・日雇		95	136
	被傭兼業	307	109					

農業構造の機能

(注) 30年は抽出(1/20), 35年はセンサス調査。但し伊勢湾台風災害地未調査(約13,000戸)を含まない。④, ⑤, ⑥は兼業農家の内訳, ⑦は第2種兼業農家の内訳。

- (i) 農家戸数・専業農家戸数・第1種兼業農家戸数の僅かな減少過程の中で、第2種兼業農家の急増という傾向にある。
- (ii) 兼業農家を業主的性格に分けて観察すると自営兼業は減少傾向にあり、反対に被傭兼業が増加している。
- (iii) 兼業農家の増加を耕作規模階層と関連させてみると、5反以下の零細階層が極く僅かながら減少し、5反以上の階層が増加しており、しかも耕作規模の大きい階層ほど増加率が高い。
- (iv) (i)に示した傾向は、第2種兼業農家層の増加において一層顕著であって、しかもその兼業が被傭兼業、その中でも賃労働、人夫・日雇といった肉體労働に就業する兼業化がとくに増大している。
- かくして、最近(昭和三〇~三五年)の農家の兼業化は、(i)第2種兼業農家の激増(年平均七~八万戸増)、(ii)被傭兼業の増加(年平均五~六万戸)、(iii)更に耕作規模の大きい階層ほど兼業化が促進され、反対に小さい階層は兼業化がそれほど進んでいない、といったことである。

こうした傾向は従来の兼業化とはちがった新しいかたちの兼業農

第5表 兼業者の増加 (昭和25~35年)

指 標	年 次		増 減 比 (昭・35=100)	構 成 比	
	25	35			
① 農 家 生 産 人 口	千人 20,244	千人 19,386	95	100	
② 農 業 専 従 従 者	15,452	13,041	85	67	
③ 兼 業 従 事 者	1,414	1,440	102	7	
	1,840	3,101	168	16	
④ 兼 業 専 従 者	1,538	1,804	117	9	
⑤ 兼 業 者 (3+4)	4,792	6,345	132	33	
⑥ 自 営 兼 業 者	万人 172	235	136	(32)	
⑦ 被 備 兼 業 者	賃 勞 働 者	92	164	178	(20)
	員 勤 務	127	119	94	(26)
	人 夫 日 雇	75	109	145	(19)
	季 節 出 稼	14	18	103	(3)

(注) 各年センサスによる。( ) は兼業者総数に対する百分比。

述べる」と  
 (2) 人の兼業化  
 農外兼業者の増大の姿は第5表に示した通りである。これについても表が物語る要点だけを  
 家化現象だということができる。

(イ) 農家生産人口の僅かずつの減少傾向の中で、兼業者だけが激増しており、とくに兼業を主とする兼業従事者(第2種兼業者)数がこの期間(昭和二五~三五年)に激増している。また、兼業専従者も増加してきている。農家人口の増減を年令階層別にみると、二九才以下の若い年令層が激減して、反対に三〇才以上の壮・老年層が増加してきている。したがって、兼業者化している労働人口は、概して農家の青・壮年令層とみられる。

(ロ) そして、その職種別兼業化現象をみると、(1)で述べたのと同じ傾向をよりはっきりと示している。すなわち単なる労賃収入的兼業者化が増大している。以上の通りであって、兼業者化の最近の動向は、長期的にみれば日本農業の発展にとって好条件の形成という効果

第6表 農外所得の推移

(イ) 26~33年の比較

指 標	年 次		
	26	29	33
① 農 外 所 得(千円)	86	138	154
② 農 外 所 得 比(%)	29	30	45
③ 兼業者1人当所得(千円)	179	209	220
④ うち兼業所得比	78	79	96
⑥ うち労賃収入比	70	69	69

(ロ) 32~35年の比較

項 目	年 次	35年度 金 額	増 減 比	
			32~35	34~35
① 農 家 所 得		千円 411	121	110
② 農 業 所 得		219	114	106
③ 農 外 所 得		192	130	116
④ 増加所得のうち農外所得の割合(%)		(46.7)	62.5	67.8

(注) ( ) は35年の農家所得中の農外所得比。

そのようなもののある兼業農家が八割を占めることは注目してよい事実であろう。

(3) 所得の兼業化 農家所得の中で農外所得に依存する程度、すなわち所得の兼業化の方が家・人の兼業化よりも急速である。第6表はその概況を示している。その問題点を要約すると

- (イ) 農家の生産人口の約三割が兼業者化しているが、その兼業者のあがる兼業収入の割合は四割を超えている。
- (ロ) そして、兼業収入の中で労賃収入は七割前後に達している。

をもたらしているが、短期的には必ずしも良い条件が実現しているとはいえない側面がある。というのは、昭和三十一年の農村動態調査によると兼業農家の兼業従事者の約四割が世帯主、二割がその後継ぎであり、結局六割が直系の家族ということになる。其の後の兼業者自体の動向を直接知ることのできる資料がないけれども、昭和三十五年には直系の家族の兼業化している兼業農家の戸数が約三三二万戸で、少なくとも各戸に一名の直系の家族が兼業者化しているものとすれば、それは全体の五割三分となる。すなわち、直系の家族の兼業者の比率はそれほど増大していないことになるが、

第7表 農外所得の階層性 (昭和32年)

耕作規模別	3反以下	3~5	5~10	10~15	15~20	20反以上	
① 家計充足率(%)	20	31	58	80	91	102	
② 農外所得比(%)	82	70	43	25	18	12	
③ 兼業収入	自営(千円)	85	66	57	45	49	48
	被傭(“)	184	173	88	52	36	25
	計(“)	269	239	145	97	85	73
④ 地地利子収入(千円)	6	6	6	7	10	11	
⑤ 農外所得額(千円)	275	245	151	104	95	84	

(注) 「農家経済調査」全府県平均。1) 家計充足率とは農業所得と家計費との比率, 2) 農外所得比は農家所得に対する比率。

(イ) 兼業農家の中の兼業者の数は増えているが、それ以上に兼業所得は増加してきているので、兼業者一人当り兼業所得は急速に高まっている。したがって農業所得水準と兼業所得水準との格差は益々拡大化していく(二〜三倍)傾向にある。

農外兼業所得の平均的増大化について重視すべきはその階層性の問題であろう。第7表はそれを概観している。経営耕作規模すなわち農業生産規模の小さい階層ほど、家計充足率が低く、したがって農外所得への依存度が大きいことは常識的事実である。けれども、一町以下と一町以上との両階層の間には、単なる量的差異にとどまらない質的なちがひがあると思われる。すなわち、一町以上層は家計充足率が八〇%以上、しかも農外所得比が二五%もある。表中の①・②欄の数値を合計してもそれ自身何等具体的なものを示さないが、一町以下の各階層はそれが何れも一〇一〜一〇二であるのに対して、一町以上層は一〇五〜一一二である。少なくとも現状で平均的観察を行なう限り、耕作規模一町前後を境として、その上と下との農家階層は、農家経済主体としてまた農業経営として質的な階層的差異をもっているといつてよいのではないか。また、二町以上という大きい農家層でも、すなわち家計充足率一〇〇%以上で

あっても一割以上の農外所得比（平均二戸当り七万円以上の兼業所得）を示している点が注目される。更に、兼業所得の内容について階層間の比較をみると、農外所得規模は三反以下の零細層が大きく、二町以上の三・三倍であるが、それは主として賃銀収入の増加による差であって、自営兼業収入や地代・利子収入ではそれほど顕著な階層差がない。かくして、農家所得を通じて、耕作規模の大小を指標とした農家階層性は、つまるところ自営所得者階層か被傭所得者階層かというちがいにになり、一町前後を境としてこの二つの異質的農家階層に分かれつつあるようにいえるよう。

## (二) 農家（経営）層の分解

以上みてきたように、最近における農業の兼業化の新しい進展は従来までの農家兼業化或は兼業農家層とは異なつた意味をもつたものといえよう。それは単に長い間停滞的であつた兼業農家乃至兼業者が量的に増大してきたというだけでなく、農業が本格的に資本主義経済の影響を受けて、農家・農民層が資本主義的階層分解に第一歩を踏み出したといえる性格の現象の一つのあらわれといえよう。そして、在来の農家階層の中に、事実上は農業外産業の賃労働者の世帯という非農家的性格の農家が育成され出してきた。今日までの農家層は、自作農的土地所有制の下に、耕作規模の僅かな差異はあつても、経済主体としては単なる農家として殆んどが同質的経済主体とみなしてよい農家集団であつた。そこに新しい、「兼業化」が進展して、次第に異質的経済主体とみるべき賃労働者の兼業農家が農家の各階層の中に増加してきた。その増加の仕方には多少は耕作規模別農家階層間に差異はあつても、必ずしも零細耕作層だけに新しい兼業化が片寄つてはいない点が注目される。すなわち、家族労働力の賃労働者化<sup>11</sup>商品化<sup>12</sup>というかたちの兼業化が超農家階層的に進行してきている。そして、農家層が農家と非農家とに分解し出し

第 8 表 兼業農家の構成（昭和35年）

項目 耕作規模	総数	第2種兼業		直系兼業者兼業比	直系兼業者	兼業者
		千戸	種業比			
零細	3反以下	1,105	975	88	1,040	95
	3～5反	804	499	62	740	93
小	5～7反	623	229	37	554	89
	7～10反	624	116	19	513	83
中	10～15反	464	36	8	331	71
	15～20反	147	5	3	87	59
大	20～50	46	1	2	38	54
	50反以上	24	*	0	*	71
例外農家	12	11	*	11	92	
総戸数	3,852	1,873	48	3,317	86	

(注) 35年センサス調査より。\*は1,000戸以下のもの。

二種兼業)とに分解し出している。

「農家」＝農業経営という農業生産者集団の中に非農業（経営）者的経済行動を重視する経済主体が増大してきていると判断してよい。この異質的行動主体が依然として「農家」として扱われているところに、農家（経営）階層構成の変質的变化がみられよう。

マクロ的、平均的観察をすれば

- (i) 耕作規模一町前後を境として農業経営の両極分解が行なわれ（経営的分解）

農業構造の機能

てきているのである。その概況の一端は第4表⑥及び第8表の通りである。

結局、経済の高度成長という環境の中で

- (i) 農業経営階層（耕作規模表示）は僅かながらいわゆる両極分解をはじめている。その過程と併行して、より激しく、農家・農民層の兼業化が進行して、

上層の経営階層までも賃労働兼業化、直系家族の兼業化が進展してきている。また最近の兼業化は、農家の兼業農家化よりも、農民の兼業者化の方がやや早い（兼業農家一戸当り兼業者の増大）。その結果、農業経営階層が専門的農家と兼業的非農家（主として、第

- (ii) 耕作規模五反前後を境として、五反以下の農家は非農家の性格を強め（農家的分解）
- (iii) 五反以上の農家に兼業化が進展し、五反一町層に賃労働兼業者が増加してきて、この階層には經營的分解と農家的分解とが集中的にあらわれてきている。いわば「中農層の重層分解」である。

農業經營構造概念を個別經營について或は平均的・代表的に捉えるだけでなく農家・經營階層構成として捉えた場合、上述の中農層の重層分解の如何が經營構造の機能に重大な影響を与えることにならう。

## 五、地域農業構造の課題

### (イ) 地域農業構造の実態

農業生産の發展、生産性の向上を農業が主体的に実現しようとするれば生産の単位である個別農業經營の生産問題から出発しなければならぬ。そして個別農業經營を囲む諸条件を生産活動にとって好ましい状態とする問題が主体的な課題となる。前述したように、農業構造は個別農業經營の生産活動の「場」を提供する重要な社会的条件である。それ故に、農業構造改善が農業發展にとっての課題となる。

次に、農業經營の問題は地域的限定を受ける。或は地域を離れては經營問題は具体性を失なうといつてもよい。したがって、特定の「地域」にそくして問題を検討しなければならない。ということは、農業構造改善を抽象的に農業經營規模の拡大への努力、と規定しただけでは問題の具体的解決にはならないことを物語っている。それは、各地域における農業構造を明らかにし、その個別農業經營活動を在来のその農業構造が具体的にどのようなように規制しているかを明らかにする必要がある。すなわち、個々の農業經營が生産性を計画的に向上しようとする農業



構造とはどのようなものか、という課題をもってその土地の農業構造の在り方を検討する必要がある。農業構造の実態調査がこれに答えることになろう。

ここでは、実態調査の方法を詳論する余裕がないから多くは触れないが、この場合の実態調査は、農業構造概念を構成する物的諸条件を明らかにするだけに止まらず、次の諸点についての実態をも明らかにする必要がある。

- (i) 農業構造の変化の方向と現段階の位置づけ、
- (ii) 農業構造構成諸要因の中で、相対的に固定化しているものと、可変的なものとの区別及びその要因の究明、
- (iii) 農家（経営）の階層構成とその動向、とくに農家の経済主体的行動類型、
- (iv) 在来の農業的社会的集団の在り方、
- (v) 在来の個別農業経営構造の農村社会的構成、

すなわち、特定地域の農業構造を一般的にまた平均的に捉えるだけでなく、その各々の農業者の経済的行動を規制している条件としての農業構造の機能実態をできるだけ具体的に捉えることである。

農業構造の実態を知れば、次の課題は如何にそれを改善するかという問題に移る。この場合一般的には経営構造の改善すなわち経営規模の拡大化という方向が既に示されているが、ただ個別経営規模を拡大化さえすればよいという問題ではない、その農業が何を商品生産としてとりあげるかという問題の決定が先行する必要がある。農業経営規模は主として「作り方」の問題にかかわるが、その前に何を「作るか」という作るものの決定がなされなければなるまい。すなわち地域農業の生産組織の選択と決定が、改善すべき構造の方向を決めることになる。その地域の農業立地諸条件を前提とした、いわゆる「選択的拡大」の原則がここで十分検討され、その生産方向と在

来の農業構造との具体的な吟味がなされて、はじめて地域における農業構造の実態が完全に究明されたといえよう。

(ロ) 農業構造改善の方向

とはいえ、一般論としては構造改善の主要課題は経営構造改善に集中され、その主方向は経営規模拡大である。しかし、この場合の経営規模を経営諸手段の物量的集計概念としての「規模」に限定して理解していたのでは日本農業の現状としては十分な理解といえない。たしかに、農業経営規模は生産諸要因の合計値として捉える性質のものであるが、その意味の規模の拡大には限度があつて拡大余地はそう多くはない。また、物的経営規模は経営者の生産活動の「場」の条件の一つを示すもので、その他の条件の如何で生産活動の能率は左右される。

以上のように考えると、個々の農業経営者の生産活動の行なわれる社会・経済的諸条件を整備して、経営者行動或は活動の範囲を拡大し、その活動能率を安定的に向上せしめることが必要であり、個別経営規模の拡大はそのための一つの必要条件といえよう。したがつて農業構造改善は個々の経営の規模拡大の方向とともに、農業経営者活動の領域の拡大の方向にも改善される必要がある。それが前述した地域的集団生産体制である。

今日構想されている、地域農業構造改善事業は主として個別経営規模拡大の前提となる物的な農業生産基盤の整備・拡充を遂行しようというものであるが、農業経営者行動を制約している社会的・人的農業生産基盤にかかわる農業構造改善問題は、ややもすると軽視されがちのように思える。この分野においても近代的拡大を積極的にはかる必要がある。今日までの農業を前提として、最大公約的に問題点を指摘すれば、第一に農地概念の拡大とそれに基づく農地制度の近代化、第二は農業経営者機能とくに農業生産計画樹立機能の分業的組織化、第三に農業生産手段（資金を含む）調達の協業的拡大化等であろう。

すなわち、日本経済の成長及び構造的動向からして、個々の農業経営構造の飛躍的変化（拡大）は到底期待できない。一方農産物商品・流通の動向は益々資本主義的経済原則で規制された商品性を強く要求されるようになる。すなわち、生産性のたかい商品生産農業のみが成立を主張しうる情勢になってきた。この両者の矛盾を具体的に解決していこうというのが農業構造改善の課題であろう。すなわち、個別農業経営構造の近代的商品生産機構の中の機能的な不足或は非力がある程度代替していける働きをもつような、社会的組織としての農業構造の形成が、それに答える方向であろう。

（研究員）